

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3159号から第3161号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3159号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3160号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3161号では、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「・特定年月日に特定医療機関A初診の際、持参した瀬谷区の医師の紹介状もしくは指示書 ・特定医療機関B様へ 特定年月頃特定医療機関Cの紹介状2通 横浜市中区生活支援課の特定職員が私の前で予約電話したにも関わらず予約を受けてもらえなかった理由」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3159号】

- (2) 「ケース記録」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3160号】

- (3) 「特定小学校 対応記録（特定年月）」ほか4件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3161号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3159	令和4年5月10日	令和4年6月6日	令和4年7月27日	令和4年8月26日	個人	市長
3160	令和4年5月10日	令和4年6月6日	令和4年7月27日	令和4年8月26日	個人	市長
3161	令和4年5月27日	令和4年7月28日	令和4年10月20日	令和4年11月15日	個人	教育委員会

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3159	<p>「特定年月日に特定医療機関A初診の際、持参した瀬谷区の医者で紹介状もしくは指示書」（以下「個人情報1」という。）及び「特定医療機関B様へ 特定年月頃特定医療機関Cの紹介状2通 横浜市中区生活支援課の特定職員が私の前で予約電話したにも関わらず予約を受けてもらえなかった理由」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）</p>	<p>非開示</p> <p>不存在 （当該本人開示請求に係る保有個人情報について、実施機関が保有するケース記録を確認したところそのような記載がなく、またそれ以外についても作成・取得していないことから、該当する個人情報を保有していないため）</p>	原処分妥当
3160	<p>「ケース記録」（以下「本件保有個人情報」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第22条第3号に該当 ・開示請求者以外の個人の氏名、住所、電話番号 （本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p> <p>旧個人情報保護条例第22条第7号に該当 ・生活保護実施機関による評価及び担当職員の所見 （開示することにより、今後の適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため）</p> <p>・医療機関、その他の関係機関からの情報及びそれに係る連絡調整の内容 （開示することにより、医療機関が要保護者に関する率直な意見の提供を控えること、その他の関係機関から協力が得られなくなることが想定され、また今後の適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため）</p> <p>・警察署の内線番号 （開示することにより、警察関係者以外から直接的な電話交換を要求されることが想定され、警察通信事務に支障を及ぼすおそれがあるため）</p>	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3161	「特定小学校 対応記録（特定年月）」ほか4件（以下「本件審査請求文書」という。）	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係児童の氏名・在籍学級・保護者続柄 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため） ・ 関係児童及び保護者の言動に関する記載部分 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため） <p>旧情報公開条例第7条第2項第6号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育事務所及び学校の所見、学校教育事務所及び学校の対応状況に関する記載部分 （開示することにより、学校教育事務所、学校、児童及び保護者との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため） 	開示範囲を 拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3159	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく事務は、横浜市では福祉保健センター長が担当しており、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人と医療機関のやり取りに関するものである。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(7) 医療機関の紹介状又は指示書は、受診先に直接提出するもので、実施機関が確認したり提出を求めたりするものではないため、個人情報1は保有していない。</p> <p>(イ) 審査請求人が特定医療機関Bの予約をとれなかったことについては、ケース記録に</p>

答申 番号	判断の要旨
3159	<p>も医療機関から理由の説明がなかった旨が記載されているだけであり、他の文書は作成も取得もしていないため、個人情報2は保有していない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3160	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>新条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく事務は、横浜市では福祉保健センター長が担当しており、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 審査請求人に係る平成28年9月15日から令和4年5月18日までのケース記録であり、「ケース記録票」、「基準改定シート」、「資産台帳」、「他法台帳」等で構成されている。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、別紙1記載の非開示情報1から非開示情報5までは旧個人情報保護条例第22条第3号に、非開示情報6から非開示情報8までは同条第7号に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧個人情報保護条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 非開示情報1について</p> <p>非開示情報1には、医療機関及び薬局の担当者の氏が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 非開示情報2について</p> <p>非開示情報2には、特定警察署A及び特定警察署Bの職員の氏が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。警察の職員の氏名はその職位に応じて公表する慣行があるところ、当該職員は公表対象の職員に該当しないことから、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>ウ 非開示情報3について</p> <p>非開示情報3には、審査請求人の居住地区を担当する民生委員の氏名及び電話番号が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、民生委員は、担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員であることから、相談を希望する住民にはその氏名が知られることとなっている一方、電話番号については、その了承がなければ伝えておらず、本件についても伝えていないことが認められた。</p> <p>よって、非開示情報3のうち、別表2第1項に示す民生委員の氏名については本号ただし書アに該当するが、その電話番号についてはこれに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>エ 非開示情報5について</p> <p>非開示情報5を、第三者の心情を表す事項だと実施機関は説明するが、別表2第2項に示す部分は、審査請求人から聞き取った内容とのことなので、本号には該当しない。その</p>

答申 番号	判断の要旨												
3160	<p>余の部分に係る情報は、審査請求人が了知していない第三者に関する情報であるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《旧個人情報保護条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 非開示情報6について</p> <p>非開示情報6には、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて関係機関と調整した経過が記載されている。関係機関としては、それが審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられるので、開示した場合には、今後、その協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 非開示情報7について</p> <p>非開示情報7は、実施機関が生活保護事務を進める中で、担当ケースワーカーその他の中区福祉保健センター職員の審査請求人に関する率直な評価、判定等を記載したものと認められる。これらの情報を審査請求人に開示すると、その認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>ウ 非開示情報8について</p> <p>非開示情報8には、特定警察署Aの内線番号が記載されているが、これは公表されていない番号であり、開示すると警察事務の円滑な遂行に支障を来すおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>《非開示情報4について》</p> <p>実施機関は、非開示情報4は、審査請求人が知り得ない情報であることから、旧個人情報保護条例第22条第3号に該当すると主張するが、戸籍に記載されている者の直系尊属は、その戸籍謄本、戸籍抄本及び戸籍の附票の写しの交付を請求できるので、この主張は認められない。</p> <p>しかし、実施機関に改めて確認したところ、審査請求人は、建物への無断侵入の事実や、第三者を傷つけるおそれがあるとして警察に通報されたこともあることから、開示すると、審査請求人が訪問する等によりその子の生命・身体に危害が及ぶおそれがあるので非開示にしたとの説明があった。</p> <p>旧個人情報保護条例第22条第5号は、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨を規定しており、非開示情報4はまさにこれに該当するといえ、非開示としたことは、結果として妥当である。</p> <p>審査請求人は、居住区の近くに存する医療機関以外の医療機関を受診できない理由に係る保有個人情報の開示を求めているが、居住地等から近距離に所在する医療機関を受診すべき旨は「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日厚生省社会局長通知）に定められている扱いなので、実施機関が同趣旨の保有個人情報を作成していないとしても不自然とは認められないし、審査請求人のその他の主張も当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="268 1823 1453 2107"> <thead> <tr> <th>非開示情報</th> <th>非開示部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非開示情報1</td> <td>医療機関の担当者名、薬局の担当者名</td> </tr> <tr> <td>非開示情報2</td> <td>警察署の職員名</td> </tr> <tr> <td>非開示情報3</td> <td>民生委員の氏名及び電話番号</td> </tr> <tr> <td>非開示情報4</td> <td>審査請求人の子の氏及び住所</td> </tr> <tr> <td>非開示情報5</td> <td>審査請求人に対する審査請求人以外の者の心情を表す事項</td> </tr> </tbody> </table>	非開示情報	非開示部分	非開示情報1	医療機関の担当者名、薬局の担当者名	非開示情報2	警察署の職員名	非開示情報3	民生委員の氏名及び電話番号	非開示情報4	審査請求人の子の氏及び住所	非開示情報5	審査請求人に対する審査請求人以外の者の心情を表す事項
非開示情報	非開示部分												
非開示情報1	医療機関の担当者名、薬局の担当者名												
非開示情報2	警察署の職員名												
非開示情報3	民生委員の氏名及び電話番号												
非開示情報4	審査請求人の子の氏及び住所												
非開示情報5	審査請求人に対する審査請求人以外の者の心情を表す事項												

答申 番号	判断の要旨	
3160	非開示情報 6	医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容
	非開示情報 7	格付、担当者その他の福祉保健センター職員の所見並びに世帯状況及び留意事項
	非開示情報 8	警察署の内線番号
	別表 2	
非開示情報	開示すべき部分	
1 非開示情報 3	21、23、33、35、49、51、63、65、73、75、85、87 頁目の民生委員の氏名	
2 非開示情報 5	19 頁目「留意事項」欄非開示部分 2 行目 1 文字目から 17 文字目まで	
3161	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第 2 項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《いじめに係る対応の事務について》</p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目的とした横浜市いじめ防止基本方針を策定している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定小学校の特定のいじめ事案に関する文書で、文書 1 は学校いじめ防止対策委員会の会議録、文書 2 は特定小学校がまとめた対応記録、文書 3 は特定学校教育事務所が対応の経過をまとめた記録、文書 4 は特定小学校が調査の進行状況をまとめた記録、文書 5 は特定学校教育事務所が作成した課題解決支援専門家の派遣を依頼する文書である。</p> <p>当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で別表 2 のとおり非開示部分を分類し、以下検討する。</p> <p>《旧情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号該当性について》</p> <p>ア 非開示部分 1 には、関係児童の氏名及び保護者の続柄が記載されている。</p> <p>これらの情報は、特定の個人を識別できることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 非開示部分 2 には、関係児童の在籍学級や担任の氏名等の学級又は氏名を推測させる情報が記載されている。</p> <p>これらの情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 非開示部分 3 には、関係児童及び保護者（以下「児童等」という。）の具体的な発言内容及び心身に関する情報が記載されている。</p> <p>これらの情報は、公にされることを前提としないで聞き取った内心の情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 非開示部分 4 には関係児童の行動が、非開示部分 5 には保護者の行動が記載されている。</p> <p>このうち別表 3 に示す部分は、特定事案の発生を時系列に記載している部分や他の箇所が開示済の情報であり、特定の個人が識別されたり権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号に該当せず開示すべきである。</p>	

答申 番号	判断の要旨
3161	<p>その余の部分は、具体的な児童等の行った行為の内容が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であることから、または、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《旧情報公開条例第7条第2項第6号該当性について》</p> <p>非開示部分6には、児童等の言動を受けての特定学校教育事務所及び特定小学校の対応状況や所見が記載されている。</p> <p>このうち別表3に示す部分は、特定小学校と教育委員会が連絡を取っている旨が記載されているが、いじめ事案の対応に当たって双方で連絡を取ることは一般的なことであり、それが公にされることで学校運営に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず、開示すべきである。</p> <p>その余の部分については、児童等の言動を踏まえた特定学校教育事務所及び特定小学校の対応や所見であって、公にされると児童等の内心の情報が推測され信頼関係が損なわれるし、実施機関の考え方との相違があった場合にはなおさらなので、今後の学校運営に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>《対象行政文書特定の妥当性について》</p> <p>ア 実施機関に文書の特定について確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(7) 審査請求人が求めるような、教職員が作成したメモが存在しないわけではないが、それは学校に提出する目的から作成したものではないし、本件処分時点で組織的に共有されていた事実もない。</p> <p>(イ) 横浜市立特定小学校で発生した特定事案に始まるいじめ事案（以下「本件事案」という。）について周知するための保護者宛て電子メールは、本件開示請求日時点では保有していたが、その後の学校のメールシステムの変更により消失しており、現在は保有していない。</p> <p>(ウ) 当該メールの文案は、現在も保有している。</p> <p>(エ) 文書3は、本件事案に関しての情報を随時更新しているため、本件開示請求を受けたことが記載された文書が開示されている。</p> <p>(オ) 文書5は、特定年月日2の会議のために作成した文書であり、本件開示請求日時点では作成されていないものであった。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>教職員の個別のメモについては、いじめ対応を進めるに当たっての個人の手控えであるので、組織的に共有しているとはいえず行政文書に該当するとは認められない。</p> <p>一方で、本件開示請求日時点で保有していた保護者宛て電子メール及びその文案については、本来であれば特定すべきであるが、保護者宛て電子メールは廃棄済みとのことなので、現在保有しているその文案について特定し、改めて開示・非開示の決定をすべきである。</p> <p>また、審査請求人は、文書3及び文書5が開示請求日時点では存在しない文書であることを問題視しており、たしかにこれらの文書には本来特定すべきでない部分が含まれているが、特定したことにより開示請求権を侵害しているとはいえず、違法とまではいえない。</p> <p>しかし、特定すべき文書の一部が存在しない事態となっていることや、特定する必要のない文書を特定して本件処分を行っていることは、行政に対する信頼を損ねるものであり、実施機関には慎重な対応を求めるものである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

3161

別表 1

文書名	対象行政文書
文書 1	特定小学校 学校いじめ防止対策委員会会議録 ・ 特定年月日 3 特定時間 1 ・ 特定年月日 3 特定時間 2、特定時間 3 ・ 特定年月日 4 特定時間 4、特定時間 5 ・ 特定年月日 5 特定時間 6 ・ 特定年月日 6 特定時間 7、特定時間 8 ・ 特定年月日 7 特定時間 9
文書 2	特定小学校 対応記録（特定年月）
文書 3	案件対応経過（特定年月日 3～特定年月日 8）
文書 4	調査進行状況（特定年月日 9～特定年月日 7）
文書 5	特定小学校 課題解決支援専門家派遣について

別表 2

非開示部分名	非開示部分
非開示部分 1	関係児童の氏名、保護者続柄
非開示部分 2	関係児童の在籍学級や、学級又は氏名を推測させる情報
非開示部分 3	関係児童及び保護者の、発言内容及び心身に関する情報
非開示部分 4	関係児童の行動
非開示部分 5	保護者の行動
非開示部分 6	特定学校教育事務所及び特定小学校の、所見及び対応状況

別表 3

文書名	非開示部分名	開示すべき部分
文書 1	非開示部分 6	1 頁目非開示部分 9 行目 16 文字目から 27 文字目まで及び 13 行目 1 文字目から 14 文字目まで、2 頁目非開示部分 12 行目 1 文字目から 14 文字目まで、3 頁目非開示部分 9 行目 1 文字目から 14 文字目まで、4 頁目非開示部分 7 行目 1 文字目から 14 文字目まで、5 頁目非開示部分 10 行目 1 文字目から 14 文字目まで、6 頁目非開示部分 4 行目 1 文字目から 14 文字目まで
文書 2	非開示部分 4	2 頁目非開示部分 6 行目 6 文字目から 14 文字目まで、5 頁目非開示部分 2 行目 13 文字目から 20 文字目まで、3 行目 13 文字目から 20 文字目まで、4 行目 13 文字目から 20 文字目まで、23 行目 13 文字目から 20 文字目まで
	非開示部分 5	7 頁目非開示部分 23 行目 10 文字目から 12 文字目まで
文書 4	非開示部分 4	1 頁目非開示部分 1 行目 13 文字目から 20 文字目まで、2 行目 13 文字目から 20 文字目まで、11 行目 13 文字目から 20 文字目まで、24 行目 13 文字目から 20 文字目まで

答申 番号	判断の要旨
	(注意) 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第6号まで省略）

- (7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからオまで省略）

（本人開示請求に対する決定等）

第25条 （第1項省略）

- 2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（経過措置）

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第5号まで省略）

- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（アからオまで省略）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881